

江戸川区自主防災組織に対する防災資器材等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織に対し、必要な防災資器材等（以下「資器材等」という。）を江戸川区（以下「区」という。）が助成することにより、住民の災害時における協力活動意欲の高揚並びに組織の育成及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、組織とは災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織のうち、大地震災害及びその他の災害から地域社会を守るために区内の町会・自治会又はマンション管理組合（町会・自治会に加入している団体を除く。）を母体として、自主的に結成され、かつ、運営される組織をいう。

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる組織は、新たに結成を届け出た組織とする。ただし、一度組織を解散し、再度組織を結成した場合は、再結成とみなし、助成の対象としない。

(結成の届出)

第4条 組織を結成したときは、その代表者は自主防災組織結成届（第1号様式）に自主防災編成表（第2号様式）を添えて江戸川区長（以下「区長」という。）に届け出るものとする。

(資器材等の助成申請)

第5条 第3条に規定する助成の対象となる組織が、資器材等の助成を受けようとするときは、その代表者は、区長に対し防災資器材等助成申請書（第3号様式）により申請するものとする。

(資器材等の助成決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった時は、審査の上、予算の範囲内において助成の可否を決定し、防災資器材等助成決定通知書（第4号様式）により組織の代表者に通知するものとする。

(助成の上限額)

第7条 資器材等の助成の上限額は、自主防災組織に加入している世帯数に30円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に7万円を加算した額とする。

2 前項の規定により算出された助成額が7万5千円に満たないときは、助成の上限額を7万5千円とする。

(資器材等の選定)

第8条 第6条の規定により助成の決定を受けた者は、資器材等の選定にあたり、組織の育成及び充実を図るため、区長が必要と認める物品を選定する。

(受領書の提出)

第9条 組織の代表者は、資器材等の助成を受けたときは、速やかに防災資器材等受領書（第5号様式）を区長に提出するものとする。

(資器材等の運用)

第 10 条 資器材等の助成を受けた組織は、積極的に防災訓練等を実施し、当該資器材等の効果的な運用を図るように努めなければならない。

(資器材等の管理)

第 11 条 組織の代表者は、資器材等の管理状況を明らかにしておくなど、適切な管理に努めなければならない。

(資器材等の返還命令)

第 12 条 区長は、組織が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、区から助成した資器材等と同等の物品の返還を命ずることができる。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 資器材等を他に譲渡し、又は故意に毀損したとき。
- (2) 組織の自主的な活動及び運営ができなくなったとき。

(組織の変更等の届出)

第 13 条 組織の代表者は、組織の変更、異動又は解散があったときは、自主防災組織変更届（第 6 号様式）を提出するものとする。この場合において、組織の変更又は異動があったときは、自主防災編成表を添えて届け出るものとする。

付 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。